

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで
② 昭和54年7月から同年12月まで

私は、夫に勧められて国民年金に加入し、保険料を納付し続けていた。家族が多く、生活が苦しかったが、夫の年度末手当などで国民年金保険料を欠かさず納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、未納期間が6か月間と短期間である上、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの間、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の未納期間が無いことから、保険料の納付意識が高かったものと考えられ、申立期間①の前後の期間は、遅滞なく国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立期間①の保険料を前後の期間と同様に納付していたと考えても不自然ではない。

2 申立期間②については、未納期間は申立期間①と同様に6か月間であるものの、申立人は、申立期間②の保険料については、夫の給与から口座振替にて納付していたと主張しており、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人の口座振替が行われていたのは、昭和59年4月から60年4期までと記録されている上、申立期間②の前後において、複数回、過年度納付していたことが領収済通知書により確認できることから、申立人の主張と相違している。

また、当該領収済通知書により、申立期間②直後の昭和55年1月から同

年3月までの期間の国民年金保険料を57年1月23日に過年度納付していたことが確認できるところ、当該過年度納付した時点で、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される上、申立期間②に係る領収済通知書も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和61年4月頃、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続きをするため、社会保険事務所（当時）に問い合わせた際、「退職後の半年分の保険料が未納になっているので、この未納保険料を一括して納付し、その後は月々の納付書で納付するように。」との説明を受け、未納保険料を納付した。6か月分の保険料として約4万円を納付したことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月18日に市に払い出されていることが確認できる上、市の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄に「処理年月日 62.3.30」の記載が確認できることから、申立人は、62年3月30日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認できるところ、申立人は、その主張する申立時期に齟齬がみられるものの、「厚生年金保険から国民年金への種別変更手続きをするため、社会保険事務所に問い合わせた際に、6か月分の未納保険料を納付するようにとの説明を受け、納付したことを覚えている。」旨述べているほか、申立人が納付したとする保険料額は当時の国民年金保険料額に相当する上、申立期間直後の昭和61年度の国民年金保険料は現年度納付されたものと考えられることなどを踏まえると、申立人の主張は不自然ではない。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替えも適正に行っており、国民年金保険料の納付に当たっても、前納、半額前納及び半額免除制度を活用して納付するなど、納

付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 26 日から同年 9 月 4 日まで
② 昭和 31 年 9 月 4 日から 33 年 9 月 21 日まで
③ 昭和 34 年 2 月 21 日から 39 年 7 月 29 日まで

私は、昭和 39 年に、父親の面倒をみるために退職し、帰郷した。当時は退職金も無く、退職後は失業保険で生活をしていた。退職前に失業保険の説明は受けたが、脱退手当金については、説明を受けた記憶は無く、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和 39 年 9 月 30 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人は、脱退手当金が支給決定された後間もなく国民年金に加入し、その後も平成 6 年 8 月に共済年金に加入するまでの 30 年間、国民年金保険料を完納していることが確認できる上、申立期間当時は、通算年金制度創設後であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

また、申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録の資格喪失日と異なり、一部の厚生年金保険被保険者期間が申立期間②の厚生年金保険被保険者期間と9か月重複しているところ、支給されたとする脱退手当金の金額は、当該重複期間を考慮せずに計算されたものと考えられ、法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月12日は22万円、同年12月28日及び17年8月12日は21万4,000円、同年12月28日及び18年8月12日は20万9,000円、同年12月28日及び19年8月12日は20万4,000円、同年12月28日は19万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年8月12日
④ 平成17年12月28日
⑤ 平成18年8月12日
⑥ 平成18年12月28日
⑦ 平成19年8月12日
⑧ 平成19年12月28日
⑨ 平成20年8月12日

申立期間の標準賞与額について、会社からは賞与を支給されていたのに、私の厚生年金保険の記録には賞与の記録が無い。私は、賞与明細書を持っており、厚生年金保険料も控除されているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人が保管している賞与明細書、申立事業所から提出された賞与支給記録により、申立人は、当該期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を

事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、申立人の所持する賞与明細書及び申立事業所が保管する賞与支給記録により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料額から、申立期間①については22万円、②及び③については21万4,000円、④及び⑤については20万9,000円、⑥及び⑦については20万4,000円、⑧については19万9,000円とすることが妥当と考えられる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出したかは不明としているものの、他の同僚についても、申立人と同様に、長期にわたり賞与から厚生年金保険料を控除されていることが賞与支給記録により確認できるにもかかわらず、納付記録が見当たらないことを踏まえると、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑨については、申立人及び当該事業主も賞与明細書等を保存しておらず、厚生年金保険料控除額等を確認することができないほか、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑨については、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年3月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月31日から7年3月28日まで

私は、正社員となった平成3年6月から7年3月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立事業所は当時、経営状態が悪かったところ、申立期間の途中に当たる平成6年9月頃に、私は、来訪した社会保険事務所（当時）の職員から「保険料を滞納しているので納付してほしい。」との伝言を不在だった事業主へ行うよう言われたこともあった。

私は平成7年3月27日付けで申立事業所を退職したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、オンライン記録では、平成6年7月31日となっていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所における離職日は、平成7年3月27日となっていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の健康保険被保険者証は、社会保険事務所に対して、申立人における雇用保険の記録上の離職日である平成7年3月27日から1週間後となる同年4月3日付けで一旦返納された後、社会保険事務所の管轄替えによって同日付けで改めて交付された健康保険被保険者証が、同年5月11日になって再び回収されていることが確認できることを踏まえると、申立人は申立期間中も健康保険の被保険者となっていたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、申立事業所は、平成7年5月11日付けで、6年7月31日まで遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われ、申立人及び申立事業所における全被保険者3人についても、同一日の7年5月11日付けで、6年7月31日まで遡って資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該処理に伴って、当初入力処理されていた申立人の平成6年10月1日付けの標準報酬月額記録が、同じく7年5月11日になって、遡って取消処理されていることが確認できる。

加えて、元事業主は、「私が、申立事業所における厚生年金保険の適用を平成6年7月31日までとするための届出を行った。」などと供述しているが、当該事業所が申立期間において適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な記録の入力・訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日となる平成7年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当初入力処理されていた記録から24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立事業所が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から51年8月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私が勤務していたA社の給与支給額に比べ著しく低くなっている。

しかし、申立期間はもとより、私の申立事業所における給与がそれ以前に比べて下がったことはなかったため、申立期間について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は3万6,000円となっている。

しかしながら、企業年金連合会が保管している、申立事業所が加入しているB厚生年金基金に係る申立人の「厚生年金基金加入員台帳」及び「中脱記録照会（回答）」では、申立人の当該基金における申立期間の標準給与月額が昭和49年10月1日付けで、オンライン記録とは異なる20万円となっていることが確認できる。

また、前述の厚生年金基金の記録が事後に訂正された形跡は認められない上、申立事業所及びB厚生年金基金では共に、申立期間当時、申立事業所から管轄社会保険事務所及び同基金への届出書（様式）は4枚1組の複写式であったと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間の標準報酬月額を20万円とした旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

鹿児島国民年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

私は、帰郷後の昭和46年12月に、A村（現在は、B市）の区長に勧められて国民年金に加入した。当時は、領収書が無く、画用紙を折ったものに1月から12月までの欄があり、それに印鑑を押していたことを覚えている。49年に生れた長男は、体が弱く、遠方の病院で治療していたため費用がかかり、50年からは免除申請をしたが、それまでの国民年金保険料は納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月にA村で国民年金に加入し、申立期間に係る国民年金保険料については、毎月、婦人会の集金人に納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年7月27日にC市（現在は、D市）に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるほか、申立人が同年12月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが同市の国民年金被保険者名簿により確認できる上、申立人が同村に転入した時期は48年12月5日であることが戸籍の附票により確認でき、申立人の主張と異なっている。

また、申立人と夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたその夫も、申立人と同様に申立期間は未納であるとともに、申立期間直後の期間が免除となっていることが特殊台帳、A村及びC市の国民年金被保険者名簿で確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確ではない上、申立人が、申立期間の国民年金

保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から26年3月1日まで

私は、昭和21年6月から27年7月までの間、A社、及び同社が名称変更したB社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中も途切れることなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社、及び同社が名称変更したB社で継続して勤務していたと申し立てているが、オンライン記録では、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できないとともに、申立人のB社に係る資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年3月1日と同一日であることが確認できるのみである。

また、B社は昭和42年2月9日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が氏名を挙げているA社及びB社の元事業主は既に死亡しているとともに、この元事業主は、オンライン記録等により、B社に係る36年11月21日付けの資格取得日が確認できるのみであり、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時、申立事業所で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚8人には、オンライン記録等により、申立期間及びその前後において、A社に係る被保険者資格記録が確認できる者は皆無である上、これら8人のうち、連絡の取れた2人は、申立てのA社という名称は覚えていない

とするとともに、「私は、申立期間当時、C社からB社へ申立人らとともに移籍したことは間違いないが、私が後者の事業所で勤務していた時期は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、申立期間中に確認できないとともに、申立人が当該期間の前に勤務していたとするC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日がオンライン記録のとおり、昭和21年5月31日付けとなっていることが確認できるのみであり、申立期間中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 20 日から 62 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 6 月から 62 年 7 月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所のB店の正社員として、申立期間中も途切れることなく1年ほど勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿では、申立人の被保険者資格記録が昭和 61 年 6 月 21 日から同年 7 月 20 日までの間確認できるところ、雇用保険の記録では、申立期間の一部を含む同年 6 月 21 日から同年 8 月 20 日までの間、申立人が当該事業所に雇用されていることが確認できる。

しかし、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、当該事業所が申立人の資格喪失日をオンライン記録のとおり、昭和 61 年 7 月 20 日付けとして届け出ていることが確認できる。

また、申立事業所では、前述した通知書等以外には当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立人が姓のみを挙げた申立期間当時の元同僚は、オンライン記録では、その加入記録が確認できない上、申立人が氏名を挙げた当時の元店長は、申立人の氏名を覚えていないとしており、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿では、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録のとおりを確認できるのみである。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。